供託・人権擁護などの 土地・建物の登記や 事務のことは 名古屋法務局刈谷支局 <

在が刈谷市若松町一丁目46番地 刈谷支局で取り扱っており、所 16年9月21日から名古屋法務局 土地・建物の登記や、会社・法 城市および碧南市内のすべての ようにお願いします。 おりますので、お間違いのない 八の登記に関する事務は、平成 高浜市、知立市、刈谷市、 (刈谷合同庁舎)に移転して は (東海地震警戒宣言発令時に

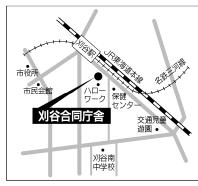
供託・人権擁護事務も取り扱っ ております。 市および碧南市の戸籍・国籍・ また、平成7年4月1日から、 知立市、刈谷市、 安城

護委員が人権相談所を開設して 護委員協議会に所属する人権擁 月・水・金曜日の午前10時から 内の人権擁護委員室で、 午後4時までの間、刈谷人権擁 なお、名古屋法務局刈谷支局 毎週 を実施します。

問合せ先

21-0086 名古屋法務局刈谷支局

おたずねください。



が確保され、

的です。

実施します 9月1日に金融機関 斉防災訓練を

金の「防災の日」に、愛知県下 鎖するなどの「一斉防災訓練」 舗の主要シャッターの一部を閉 午前10時30分から5分間程度店 関の一斉訓練に合わせて、原則 融機関を除く)では、9月1日 民間金融機関 信用組合、農協などのすべての 東海地震防災強化地域内金融機 高浜市内の銀行、信用金庫 (郵便局、公的金 います。

い合わせてください。

務が停止され、 「警戒宣言発令時には窓口業 一部の店舗内A

围市民生活グループ 問合せ先

います。

声の広報・点訳広報 こ存じですか

朗読(音訳)または点字でお知 報たかはま」の内容を抜粋し らせしています。 アの皆さんの協力により、「広 っていただくため、ボランティ 市からの情報を多くの方に知

窓口業務が停止されます

ください。 も耳からの情報として活用して て広報に目を通すことがない方 障害のある方のほか、忙しく

含む)で利用を希望する方は問 閉鎖される場合もあります。 鎖しない、あるいは、半分のみ 舗によっては、シャッターを閉 とを広く知ってもらうことが目 宣言発令時の取扱決定事項)こ TM以外は稼動しない」(警戒 ついては、お取引の金融機関に は平常どおり実施されます。 視覚に障害のある方(家族を 図書館での貸し出しも行って 警戒宣言時の具体的な対応に 訓練実施時には、別の通用口 ATMを含め業務 (内線26)

午後の救急 者対応に

平日午後の診療については、急傷病の患者しか診察できません。 あらかじめ電話(☎52-5522)で受診可能かどうか、ご確認をお願いします。

者対 応に

8月1日以降、午後10時から翌朝午前6時までの間は休診となります。

急傷病の患者については、近隣の救急医療を行っている医療機関へ行っていただくか、救急医療情 報センタ・ - (☎36-1133)へ専門医が診察を行っている医療機関をお尋ねいただき、早急に対応し ていただきますようお願いします。

病院事業経営改革検討委員会を傍聴しませんか。

8月10日(木) 午後2時~ ح き

市立病院地下会議研修室

ところ

問合せ先 ☎52-5522 (内線201)